

## 日本国憲法の成立過程 III

### 「幣原喜重郎が発案し、マッカーサーが同意し、天皇が承認した」

政権は連立を強化し衆議院で与党が半数を超え、保守勢力が思うがままの政局になった。防衛費のGDP2%の前倒しも難なく決まり、首相の描いた日本に向かっている。憲法改正も視野に入っている。どこまで戦前回帰するかを批判的に注視することが国民に求められる。このような情勢を予想して、3ヶ月に渡り日本国憲法の成立過程を「幣原喜重郎が発案し、マッカーサーが同意し、天皇が承認した」の視点で記してきた。今回はその最終回で、戦争放棄と武器不保持の憲法下でなぜこれだけの予算が組めるのか、その原点を見つめ、政権の強さ、恐ろしさを浮き彫りにし、その繰り返しが起きていることを警告し、一人ひとりが高市政権下で平和にどう向かっていけるのか、何が出来るのかを掴んでもらいたいと期待して本稿を進めていきたいと思う。

特に首相には憲法を拡大解釈する権限が慣例によってあることが明らかである。天皇制を守り続けてきた保守勢力が天皇が承認した憲法、特に平和に関するこ<sup>ないがしろ</sup>とを蔑ろにして9条の解釈を拡大し続けていることに私は違和感を持っているが、それは少数者になって無視されるか、異端者扱いされるようになっている。今更「何おか言わんや」である。

「にもかかわらず」世界を滅亡させないために、私は幣原喜重郎の発案を尊びたい。平和は真に、芯から人間が普遍的に求めることだからである。普通の人々（これは表現が難しい言葉である。一般市民ともいえる。しかし、大衆とは言いたくない）戦争を欲してはいない。平和であってほしいと願っている。

その願いを実現する理念が日本国憲法にあると私は思う。なぜなら敗戦の痛手、悔恨、難難を通して見出した希望だから貴重に貫きたい。若い方に申し上げたい。今のウクライナを見てください。ガザの惨状を見てください。徴兵されてあの残酷さの中に飛び込めますか。歴史を学んでいきましょう。徴兵を忌避することもできない年齢になってしまった私に出来ることは歴史と共に学ぶことしか残されていない。来年も日本史と取り組む計画です。

### 1、「帝国憲法改正草案」の誕生

#### (1)国務大臣松本烝治の無知と戦うマッカーサー

幣原首相は1946年10月25日、日本における憲法改正をするために憲法問題調査委員会を内閣におき、その委員長に松本烝治国務大臣を指名した。この委員会の目的はポツダム宣言に則り「日本国民の自由に表明する民主化された意思」を示すための憲法を作成すること。そして国民が選んだ国会の決議を経たものでなければならなかつた。この姿勢、即ち日本国民が自主的で民主的な憲法を作成する姿勢（ポツダム宣言に則ること）はマッカーサーにとっては絶対の遵守しなければならないことであつた。それも日限が2月26日と定められていた。2月26日からは極東委員会の活動が始まる。この日を過ぎるとマッカーサーの思うような動きは制限され、連合国（特にソ連、英國）の干渉が厳しくなる。そうなると天皇の戦争責任をめぐって煩瑣な問題が生じることになる。

## 2月2日

松本私案がマッカーサーに届いた。その内容は、再三の忠告にもかかわらず、明治憲法の焼き直しであった。マッカーサーの怒りが絶頂に達する。焦りが恐怖に達していたと思われる。マッカーサーを激怒させた松本私案の一部は下記の通りで大日本帝国憲法の焼き直しに過ぎない。ポツダム宣言を全く理解していない。

残念ながら国會議員やその関係者にはポツダム宣言に準拠した憲法を作成する能力はなかったのである。マッカーサーに日本人は12歳といわれるのは当然のことであった。

### 明治憲法1条から4条の抜粋

第1条 大日本帝国ハ万世一系(ばんせいいいっけい)ノ天皇之(これ)ヲ統治(とうち)ス

第2条 皇位 (こうい)ハ皇室典範(こうしつてんぱん)ノ定ムル(さだむる)所ニ(ところに)依リ(より)皇男子孫(こうだんしそん)之ヲ繼承(けいしょう)ス

第3条 天皇ハ神聖 (しんせい) ニシテ侵スおかす)ヘカラス (べからず)

第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬(そうらん)此(こ)ノ憲法ノ条規(じょうき)ニ依リ之ヲ行フ(おこなう)

松本私案は第1条第2条4条は変更なし。第3条の変更は次のとおり

第3条 天皇は至尊にして侵すべからず。神聖を至尊に変更してある

第11条天皇は軍を統帥す。軍の編制及常備兵額は法律を以て之を定む  
(第11条天皇は陸海軍を統帥す)を軍に変更したのみ。

以下同様につき省略

前年12月11日SNWCC極東小委員会から「日本の天皇制の取り扱いに関する政策の定式化」が発せられ「日本の最終的政治形態に関して、日本国民が望むならば君主体制を保持することが許される。但しその場合は第日本帝国憲法第1条、第3条、4条は削除すること」という勧告を受けていたにもかかわらず松本烝治はそれを無視し続けていたことになる。天皇もそれを知って松本私案には不快感を持っていた。

## (2)マッカーサーの決断

マッカーサーはホイットニーにGHQ側で草案を2月12日までに作成せよとの命令を下した。その草案の中には次の三原則を必ず入れるように命じた。所謂、「マッカーサー三原則」である。

①天皇は、国の元首の地位にある。皇位は世襲される。 (1章)

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に応えるものとする。

②国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

③日本の封建制度は廃止される。 (3章)

ここで注意しなければならないことは、アメリカがかねてから考えていたアメリカ案の方針SWNCC-228(1946年1月22日指示)には戦争放棄に関するることは触れられていなかった。ポツダム宣言はここまで要求はしていない。ここで初めて幣原首相の思いが公式的に取り上げられるようになった。

これは1月24日の秘密会談の影響であったと考えられる。

ホイットニーは2月12日迄に(GHQ)側で新憲法草案を完成させ、出来上がったものを、日本人が作ったものとし(松本私案を否定して)受け入れさせ、「日本側が作ったものとしてマッカーサーが承認する。それを全世界(連合国対策)に公表する。」という世界を相手に大芝居をうつことになったわけである。こうまでしてマッカーサーは天皇の地位を守りたかった。それは占領政策を円滑にするには天皇の力が必須であることを肝に銘じていたからであろう。以後3月6日まで日本側では紆余曲折を経ながら3月6日を迎えた。

(前号参照)

### (3)憲法改正草案要綱の発表・3月6日

臨時閣議で「憲法改正草案要綱」の逐条審査を実施して夕方、勅語と共に新聞発表となった。

#### 天皇の勅語

朕(天皇は)先にポツダム宣言を受諾せるに伴ひ日本国政治の最終の形態は日本国民の自由に表明したる意思に依り決定せらるべきものなるに顧み、日本国民が正義の自覚に依りて平和の生活を享有し、文化の向上を希求し、進んで戦争を拠棄して誼(よしみ)を万邦に修むるの決意なるを念ひ、乃ち国民の総意を基調とし人格の基本的権利を尊重するの主義に則り、憲法に根本的の改正を加へ、以て国家再建の礎を定めむことを希う、政府当局其れ克く朕の意を体し、必ず此の目的を達成せむことをせよ。

天皇の勅語によって主権在民、基本的人権、戦争の放棄がなされたことによって、当時の旧軍勢力や保守右翼勢力も反対することができなかった。幣原首相が一番懸念していたことが回避され、幣原首相は談話を発表した。

#### 幣原総理の談話

畏くも天皇陛下におかせられましては、昨日内閣に対し勅語を賜りました。わが国民をして世界人類の理想に向ひ同一歩調に進ましむるため、非常なる御決断を以て現行憲法に根本的改正を加へ以て民主的平和国家建設の基礎を定めんと明示せられたのであります。(中略)ここに政府は連合国総司令部との緊密なる連絡の下に憲法改正草案の要綱を発表する次第であります。

憲法草案要綱の1章と2章は次のような文章になっている。

### 第一・天皇

第1条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト

第2条 皇位ハ国会議決ヲ経タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト

### 第二・戦争ノ拠棄

第9条 国權發動トシテ行フ戦争及武力依ル威嚇又ハ武力行使ヲ他国トノ間紛争ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ拠棄スルコト

陸海空軍其ノ他戦力保持ハ之ヲ許サズ国ノ交戦権ハ之ヲ認メザルコト

国民が憲法に关心を持ったのは2月1日の毎日新聞のスクープ以来である。僅か1ヶ月少々で内容が驚くほどの変化に当惑した。「懸隔あまりにも甚だしきため、奇異なる感情を抱き、且つ草案成立の経緯に関しても一種の好奇心ともいべきものを抱いている」との報道もあった。

マッカーサーにとっては日本政府による日本国憲法制定という既成事実ができたことで一段落を告げた。極東委員会と対日理事会との確執を克服した安堵感があった。

### マッカーサーの声明は下記の通り

「余は今日、余が全面的に承認した新しき且つ啓蒙的な憲法を日本国民に提示せんとする天皇ならびに日本政府の決定について声明しうることに深き満足を表するものである。この憲法は、五カ月前に余が内閣に対して発した最初の指令以来、日本政府と連合軍最高司令部の関係者の間における労苦に満ちた調査と数回にわたる会合の後に起草されたものである。(中略)

条項の最初に述べられているものは、国家の主権の発動としての戦争を除去し、他国との紛争解決の手段としての暴力による脅威またはその使用を永久に廃棄し、さらに将来陸・海、空軍またはその他の戦争能力を承認すること、あるいは国家がいかなる交戦権を持つことをも禁止している。かかる計画と公約によって、日本はその主権に特有な諸権利を放棄し、その将来の安全と生存を世界の平和愛好民族の誠意と正義にゆだねることになった。実にこれによって日本国民は、戦争が国際的紛争の調停者としては無効であることを認識し、正義と寛容と人類相互の理解に対する信仰への方向を示す新しい道を描きうるのである。日本国民は、かくして過去の神秘主義と非現実性に背を向け、代うるに新しい親交と希望を持つ現実主義的の将来にその面を向いている。」

### (4)幣原内閣総辞職・吉田茂内閣の誕生

草案要綱の全文がまだ発表されていない4月10日に第一回の衆議院議員普通選挙(女性が選挙権、被選挙権が与えられた)が行われた。これによって選出された議員によって憲法草案要綱が審議されることになる。

選挙の結果、幣原喜重郎は少数派で連立も組めず、4月22日幣原内閣は総辞職、その後、日本は1ヶ月間の政権空白となる。

そのような混乱期にも、憲法は広く国民に周知するべく文章が口語体になり（4月17日）呼称も「帝国憲法改正草案」となった。

内閣の方は、鳩山一郎が組閣を始めたが、その矢先の5月3日GHQは鳩山の公職追放を司令した。その後は長い時間をかけて、5月22日、吉田茂が首相となった。

枢密院での審議は4月22日から始まっており6月3日に可決された。

## 2、第90回帝国議会

1946年6月20日憲法改正のみを審議する第90回帝国議会が開会された。

当初の予定は40日だったが4回にわたる会期延長で10月8日までの長い期間となり、慎重な審議と多くの細かな修正がなされた。

開会に先立って、マッカーサーは極東委員会の意向をくんで演説をした。

### (1)マッカーサーの開会演説

「今回議会における憲法改正草案を提出するに際し、日本国民は日本の歴史に置いて誠に重大なる時期に直面している。日本国民の生活の基本はこの重大問題をいかに取り扱うかによって決定される。この問題を解決するためには、

- ①かかる憲章の規定を討議するために十分な時間と機会と与えられかつ、
- ②本改正憲法が明治22年発布の現行憲法と完全なる法的持続性を保障された、
- ③かかる憲章の採択が日本国民の自由なる意思の表明をすることを示すべき事が絶対に必要である。中略、今議会に提出された政府草案は日本人による文書であり日本国民のためのものである。

それを草案通りに採択するか修正を加えるか、あるいは否決するか、すなわちその形式と内容等を決定するのはいつに日本国民が正当に選出した議員の手によって行われるべきものである」

この演説によって原案修正又は追加が可能になり4ヶ月に渡る審議が開始された。開催に際しての天皇の詔勅は次の通り

### (2)天皇の詔勅

「朕は、国民の至高の総意に基いて、基本的人権を尊重し、国民の自由の福祉を永久に確保し、民主主義的傾向の強化に対する一切の障害を除去し、進んで戦争を拠棄して、世界永遠の平和を希求し、これにより國家再建の礎を固めるために、国民の自由に表明した意思による憲法の全面的改正を意図し、ここに帝国憲法第七十三条によって、帝国憲法の改正案を帝国議会に付する。御名 御璽」

#### 帝国憲法第七十三条

大日本帝国憲法第73条は、憲法改正の手続きを定めた条文、具体的には、憲法改正案は天皇の勅命によって帝国議会に提出され、両院の出席議員の3分の2以上の賛成がなければ改正はできない。天皇の勅命がなければ改正できることになっていた。この勅命を天皇が発することは詔勅にもあるように天皇は草案に賛成であることを内外に公表したことになる。

### (3)国会審議の過程

草案は6月25日衆議院に回された。衆議院では帝国憲法改正委員会（72名）が発足し、国務大臣は金森徳次郎が憲法制定問題を担当した。この特別委員会は7月1日から23日迄行われ、質疑の答弁にあたった金森の答弁数は800回（その後の答弁数を合計すると千何

百回）に及んだといわれている。激しい応答、検討と修正作業が国会で行われたことが伝わってくる。

特別委員会での審議が終了した後、更に小委員会が設けられ委員長に芦田均が就任して7月25日から8月20日まで14回の検討会が実施された。

本稿の関連で第1条と第9条の修正を考察する。

1章と2章にかかるマッカーサーノートの内容

マッカーサーノートが強力に要求していた内容は次の通り。

(1)天皇は、国の元首の地位にある。皇位は世襲される。（1章）

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意愿に応えるものとする。

(2)国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

上記を踏まえて作成された帝国憲法改正草案の1章と2章は次のような文章になっている。

第一・天皇

第1条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト

第2条 皇位ハ国会議決ヲ経タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト

第二・戦争ノ拠棄

第9条 国権発動トシテ行フ戦争及武力依ル威嚇又ハ武力行使ヲ他国トノ間紛争ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ拠棄スルコト

陸海空軍其ノ他戦力保持ハ之ヲ許サズ國ノ交戦権ハ之ヲ認メザルコト

(4)1章・天皇に関する修正

口語文になった（4月17日）帝国憲法改正草案と衆議院での修正過程

原案第1条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、日本国民の至高の総意に基く。

衆議院修正 第1条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

この変更は7月23日マッカーサーの指示による。ケーディスを首相官邸に赴かせ次のように伝えられた。

「主権の所在につき日本語の表現は極めて不明確である前文なり条文なりのどこかに主権

が国民にあることを明示されたい。"至高"という言葉を使って殊更に歪曲したもののようにある——主権が国民にあることを明文化してもらいたい」

この指令によって初めて主権が国民にあることが明確になった。政府側はなんとか天皇の地位を守ろうとして苦肉の策で至高としたかった、執拗に抵抗したがマッカーサーの指令に従わざるをえなかった。日本国民の主権在民はマッカーサーによって守られたという他はない。

## (5)第2章 戦争放棄に関する修正

(ここは丁寧に熟読してくださいますように)

帝国憲法改正草案

第9条

①国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。 (戦争放棄)

②陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権は、これを認めない。 (武力非保持)

7月27日、鈴木義男議員が「このままでは (これを保持してはならない)、全く押しつけられた感じが残る。日本側が積極的に作った印象をつけるために、9条の冒頭に『日本国は平和を愛好して国際信義を重んずることを国是とする』の規定をいれ、これを保持してはならないを削除したらどうか」との提案を受け入れ、文脈を整えるとの趣旨で①と②を入れ替えた。次のようになる

②日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を否認することを声明す (武力の非保持)

①国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては永久にこれを放棄する (戦争の放棄)

## (6)芦田修正

芦田が更に後段に「前掲の目的を達するため、」を挿入すると提案して、7月29日には次のようになった。

②日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を否認することを声明す (武力の非保持)

①前掲の目的を達するため、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては永久にこれを放棄する (戦争の放棄)

この提案はアンダーラインが呼応の関係にあるので、前掲の目的を達するとは、国際平和を誠実に希求することになるはずであった。(私はここまでが芦田修正だと考えていたが、通説では芦田修正の範囲は次の記述をも含むことになった。)

その後（8月1日）の論議でアンダーラインはそのままにして、本文を元の順序に戻すという意見が多数を占め、次のようになった。

- ①日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する（戦争の放棄）
- ②、前掲の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を否認することを声明す（武力の非保持）

この過程を事務官として臨席していた佐藤辰夫が芦田首相に耳打ちをした。「これでは前項が、国際紛争を解決する手段を指し、自衛のための戦力は持てると解される恐れがあり、修正は許されないかもしない」と進言したが、芦田首相は「大丈夫、大丈夫、余計なことは心配するな」と宥めた。この決定に対してマッカーサーからはクレームはつかなった。

このようにして第9条は次のように最終決定していった。

- ①日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する（戦争の放棄）
- ②、前掲の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力をこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。（武力の非保持）

## （7）「芦田修正について」の芦田の見解（当初）

### ①1946年8月1日、芦田委員長の小委員会の発言

「前項ノト云フノハ、實ハ雙方トモニ国際平和ト云フコトヲ念願シテ居ルト云フコトヲ書キタイケレドモ、重複スルヤウナ嫌ヒガアルカラ、前項ノ目的ヲ達スル為メト書イタノデ、詰り両方共ニ日本国民ノ平和的希求ノ念慮カラ出テ居ルノダ、斯う云フ風ニ持ツテクニ過ギナカッタ」

芦田委員長は「日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し、」を①と②の双方に入れたかったが、重複するきらいがあったので、一文になってしまったと言っている。

### ②1946年8月21日衆議院帝国憲法改正委員会における芦田の報告

#### 第九条を修正、二句を挿入した理由

法第九条に於て第一項の冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」と付加し、その第二項に「前項の目的を達するため」なる文字を挿入したのは戦争拠棄、軍備撤廃を決意するに至った動機が専ら人類の和協、世界平和の念願に出発する趣旨を明らかにせんとしたのであります。第二章（第9条のこと）の規定する精神は人類進歩の過程に於て明らかに一新時期を画するものであります、我等が之を中外に宣言するに当たり、日本国民が他の列強に先駆けて正義と秩序を基調とする平和の世界を創造する熱意のあることを的確に表明せんとする趣旨であります。

ここまででは、「前掲の目的を達するため」は「日本国民は正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求し」と明言している。

## (8) 「芦田修正について」の芦田の見解の転向

### 1957年12月5日憲法調査委員会第七回総会での報告

憲法小委員会においても、日本国が自衛権を持つとの点については、何人も疑いを持たなかった。自衛権はたしかにあるという確信を持っておったのであります。自衛権とは侵略に抵抗するという権利である。そこで、第九条の規定をみると、第二項があつて自衛権が一体あるのかないのかさえも疑問の種となつたのであります。私は第九条の二項が原案のままではわが国の防衛力を奪う結果となることを憂慮いたしました。それかといって、GHQはどんな形をもってしても戦力の保持を認めるという意向がないと判断しておりました。(中略)

修正の辞句はまことに明瞭を欠くものであります、しかし私は一つの含蓄をもつてこの修正を提案いたしましたのであります。「前項の目的を達するため」という辞句を挿入することによって、原案では無条件に戦力を保有しないとあったものが、一定の条件の下に武力を持たないということになります。日本は無条件に武力を捨てるものではないということは明白であります。……そうするとこの修正によって原案は本質的に影響されるのであって、従つてこの修正があつても第九条の内容に変化がないという議論は明らかに誤りであります。

明らかな転向である。1957年、芦田の権力身分は衆議院議員・自由民主党顧問（総理経験者）で岸信介が総理大臣であった。（安倍晋三は岸信介の孫）

文中アンダーライン「しかし私は一つの含蓄をもつてこの修正を提案いたしましたのであります。」含蓄を持ってが本音であり、1946年の発言は虚偽であったとなる。当時はマッカーサーの顔色を見ながら、暗黙の駆け引きが国会内外にあり、アメリカ政府の中にも自衛権を否定することは行き過ぎであるとの有力な意見もあった。この先の議論は本稿の目的を外れるのでここまでとしたい。

1946年に戻って幣原喜重郎の言葉に耳を傾けたい

## (9)幣原喜重郎国務大臣の発言

4月22日総辞職をした幣原喜重郎は吉田茂内閣の国務大臣となって国会での発言を求めていた。（この国会は憲法審議のみを行う）

### ①1946年8月30日貴族院本会議

前文省略

＜日本は今や、徹底的な平和運動の先頭に立って＞p397

昔と比べて見ますというと、だんだんと武器の進歩、破壊的武器の進歩、発明というものに伴いまして、どうもこの戦争の惨憺たる残虐なる有様が心の内に映じて参りますというと、始めて戦争放棄という議論がおこなわれて来ているのであります。我々は今日、広い国際関係の原野に於きまして、単独にこの戦争放棄の旗を掲げて行くのでありますけれども、他日必ず我々の後に来る者があると私は確信している。

このことを、私は憲法の案が発表されました時に、外国の新聞記者が参りましたので、私はこの確信をその当時、その新聞記者に説明いたしましたのであります。何年後のことか知らぬけれども、こういったような状況は、長く続けるものではない。原子爆弾というものが発見されただけでも、ある戦争論者に対して、余程再考を促すことになっている、こういったような状況を長く打っちゃっておくべきことでない、日本は今や、徹底的な平和運動の先頭に立って、この一つの大きな旗を担いで進んで行くものである。必ずこの後に蹤

いて来るものがあるということを私はいったことがあります。私は左様に信じております。

〈戦争拠棄は理念だけのことではない、もう少し私は現実の点も考えている〉<sup>p399</sup>  
単にこれは、先刻仰せられた理念だけのことではありませぬ。もう少し私は現実の点も考えているのであります。すなわち戦争を拠棄するということになりますというと、一切の軍備は不要になります。軍備が不要になりますれば、我々が従来軍備のために費やしておった費用というものはこれもまた当然不要になるのであります。

そのように考えますならば、軍事費のために、不生産的なる軍事費のために、歳出の重要な部分を消費している諸国と比べますというと、我が国は平和的活動の上において極めて有利な立場に立つのであります。

国際間におきまして我が国際的地位を高くするものは、これはすなわち、われわれのこれからして後の平和産業の発達、科学文化の振興、これにしくものはありませぬ。

この平和的活動があってこそ、日本の将来はあるものと私は考えているのであります。これは（昭和21年から）数年の中にはまた戦争の負け始末のために、その善後策のために、いろいろ我々の活動力を奪われるのでありますけれども、追ってこれが一度片付きますれば、我々の前というものは大きな光でもって充ちていると思うのであります。どうか、我々は皆さまと共にこの理想を持って、かくのごとく我々が平和活動におきまして、すべての全力、国家の財源、国民の活動力を挙げて、この方面に進む日の一日も速やかに来らんことを私は心から祈るものであります。（拍手）

この演説は昭和21年のものであるが、80年後の今、只今こそ政治家に耳を傾けてもらいたい言葉である。憲法9条を自民党案に改正せず、いわゆる芦田修正により自衛のための防衛費は違憲ではないという自民党政府の考えによって、この憲法下で1976年三木武夫内閣がGDP1%と決め、それが「暗黙の縛り」としてきたが、2024年度はすでに1.6%となり、世界でベスト10になった。

2025年では2%（10~11兆円）になると決定された。9条が改正されたらどうなるのであろうか。現在世界で起きている戦争はテレビやスマホで見ることができる。その悲惨さは日本も経験してきたことである。再び同じ道を歩むのであろうか。徴兵制になると対象になるのは若い人である。戦争体験者がごく少数となった今、私たちの為せることができるることは何か。私に出来ることは敗戦の記録を伝えることだと思ってこのシリーズを続けている。

## ⑩日本国憲法は「GHQの押し付け」か。

最後に日本国憲法が「GHQの押し付け」かどうかを考えてみる。

まず、日本は無条件降伏でポツダム宣言を受け入れねばならなかつた。ポツダム宣言に従う憲法を作る必要があった。それを要約すると①軍国主義の徹底的排除、②日本軍の完全

武装排除、③連合国による占領政策の受諾、④「最終的の日本国政府の形態は、日本国国民の自由に表明する民主化された意思により決定さるべきこと」等13条からなる。憲法はこれらに従わねばならなかった。

そこで日本は憲法改正案の作成に着手したが、政府関係者が起案したものはどれも（近衛文麿や松本烝治の保守的な内容）明治憲法の焼き直しに過ぎず、ポツダム宣言にそう民主的な内容に思いが至らなかった。焦ったのはマッカーサーである。占領政策を成功させるためには天皇制の排除はできないことを理解していたマッカーサーは極東委員会及び連合国対日理事会が占領政策に干渉してくる前に（1946年4月26日）「日本国国民の自由に表明する民主化された憲法」を作らなければ、天皇制の護持はできないという制約があった。そこで期日に間に合わせるようにGHQ草案を作つて見本を示して日本側に作らせた。

その中で第1章「天皇に関すること」、及び第2章「第9条に関すること」はマッカーサーノートで命令された内容でGHQ案は作成された。3章以下はGHQの選抜メンバーによるものであった。マッカーサー・ノートは「幣原首相との秘密合意」の内容で天皇条項と戦争放棄がセットにされたものである。それらは「発案者は幣原喜重郎、合意者はマッカーサー、承認者は天皇」であることを本稿で長々と記してきたのである。

そして第90回帝国議会で5か月かけて修正されたものである。以上が本稿の要約であるが確かに押し付けられたことは事実である。

それは日本側にポツダム宣言を理解できていた人がいなかった。理解しようとした。理解する力がなかったからである。いや、理解できた人は民間に存在したことも事実である。しかし、民主的な内容を頑強に否定する勢力があり、マッカーサーに押し付けられなければ、断じて受け入れられない状況であった。

しかし、天皇制の維持（国体護持）と戦争放棄に関しては押し付けではないことは本稿では記してきた通りである。天皇制の維持はマッカーサーの望むところであった。幣原喜重郎の発案はポツダム宣言以上の平和思想であった。しかも国会で何度も議論され、文章も日本化された。これは押し付けとは言い難い。加えて、憲法改正の過程で何度も天皇の勅令勅書をもらっている。全ての段階において天皇の承認を得ている。

基本的人権の条文は「押し付けられた」ものであるが、もし、押し付けられなかつたら戦後の自由な民主主義が与えらたであろうか。特に女性の権利についてはベアテ・シロタ女史の貢献を讃えなければならないと私は思う。（「ベアテ・シロタと日本国憲法」岩波ブックレットNo889、¥560（税別）はまだ入手可能である。女性の方に読んで頂きたい）本稿では芦田修正を詳細に取り上げ、自衛を正当化する政治家の姿は昔も今も不变であることを記してきた。同時に戦争放棄を真剣に考え憲法を作つた日本人がいたことも分かつた。幣原喜重郎の一貫した考えを噛み締めたい。

軍事費のために、不生産的なる軍事費のために、歳出の重要な部分を消費している諸国と比べますというと、我が国は平和的活動の上において極めて有利な立場に立つのであります。

国際間におきまして我が国際的地位を高くするものは、これはすなわち、われわれのこれからして後の平和産業の発達、科学文化の振興、これにしくものはありませぬ。

### あとがき

いよいよ、私たちは憲法改正に直面する日が近くなつた。改正すれば、今より更に不安な日常になることは明らかである。増税、物価高騰、医療福祉の著しい低下、個人情報の管理徹底、貧富の格差の増長、徴兵制度になれば、どんな人から先に徴兵されるのだろうか

若者だ、どんな若者なのだろう。これ以上考えることはやめることにする。

現実的に考えられることは、今の憲法下でも、これだけの予算を組めるのである。憲法を改正してGDP3%にするのだろうか。私はここを注視する。今の憲法であれば、権力者が要求する世界一律3.5~5%に日本は反対できる根拠を持つ。私は今の状況を超えて欲しくない。防衛費をいくら大きくしても戦争が始まれば生み出されるのは悲惨と残酷、残忍だけである。ウクライナやガザの惨状を欲する人はいない。私はそう信じたい。

最後に若い人に歴史に学ぶことを推奨したい。何故なら、自衛拡大で犠牲になるのは若い人だから。60歳を超えた人が徴兵されることは稀である。無知は怖い。今は無知にされる時代もある。学ぶこと。学ぶことは希望を語ることになる。参考文献を紹介したい

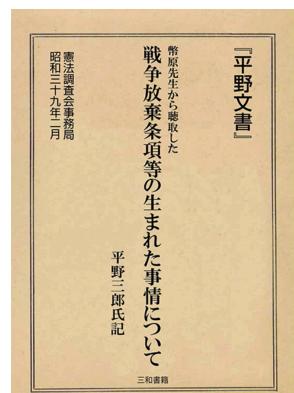
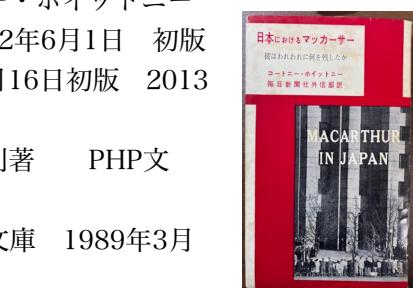
昭和史の大家として国民的人気のある半道一利さんの書物は実証的で詳細です。

同氏の「昭和史・戦前編」「昭和史・戦後編」「昭和史・B面」「世界史の中の昭和史」は総論として、読みやすい。各論として日本人の思考を浮き彫りにした「ノモンハンの夏」「ソ連が満州に侵攻した夏」「日本のいちばん長い日」が教訓になると思う。

世界が平和になりますように祈りつつ。おわり。

### 参考文献（I II IIIを通して）

- ①憲法九条論争 幣原喜重郎発案の証明 笠原十九司著 平凡社 2023年4月14日初版
- ②憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法の原点の解明 笠原十九司著 大月書店 2020年4月15日初版
- ③幣原喜重郎 外交史五十年 株式会社日本図書センター 1998年8月25日初版 2009年1月25日2刷
- ④日本におけるマッカーサー 彼はわれわれに何を残したか コートニー・ホイットニー 毎日新聞社外信部訳 昭和32年6月1日 初版
- ⑤日本国憲法の誕生 吉閑彰一著 岩波書店 2009年4月16日初版 2013年9月5日3刷
- ⑥アメリカはいかに日本を占領したか。マッカーサーと日本 半道一利著 PHP文庫 2016年3月10日
- ⑦天王家の密使たち 占領と皇室 高橋 紘、鈴木邦彦共著 文春文庫 1989年3月10日初版
- ⑧菊と星 昭和天皇・マッカーサー会見で戦後はつくられた 岡村 青著 育鵬社 2025年7月25日初版
- ⑨論文「幣原喜重郎と戦争放棄条項」  
2011年度: 関西大学, 法学部, 教授 寺島俊穂
- ⑩ベストピア第319~321 本稿筆写の月刊誌
- ⑪平野文書



# パリ通信・第168号

## ルーブル美術館「ジャック・ルイ・ダヴィッド展」

師走に入り、今年も残すところあと僅かになった。一年を振り返る時期だが、何と言ってもルーブル美術館強盗事件は衝撃的だった。

10月19日日曜日の朝、工事を装った梯子車で「アポロンの間」の窓を破り侵入、ダイヤモンド、ルビー、エメラルドで飾ったフランス王家の宝を持ち出すという大胆極まりない強盗だ。通行人の通報で警察官が駆けつけ、バイクで逃げる犯人を追いかけるも捕えることができなかった。2ヶ月を過ぎようとする今、4名の実行犯は捕まったものの盗品は出てこない。



2024年入場者数世界一(870万人)がルーブル美術館だ。第二位ヴァチカン美術館(680万人)、三位大英博物館(647万人)の順で、世界一の美術館であるにも関わらず、監視カメラの不備、警備員不足、盗難対応の不備を始め警備体制が杜撰で現状に合っていないことを暴露する結果になった。宝石自体の価値、ティアラやブローチとしての工芸の価値、身に付けていた人、一点一点を取り巻く歴史的価値を考えると、とても残念なことだ。何年も前から警告されていたことがクローズアップされる中、責任の所在も曖昧なまま、改善すべきとの結論に留まったままである。「アポロンの間」再開の日処は立っていない。



盗難後もルーブル美術館には多くの人が訪れ、シュリー館内特別展示場では「ジャック・ルイ・ダヴィッド、没後200年特別展」(2025年10月15日～2026年1月26日)が開催中である。ダヴィッド(1748-1825)と言えば「ナポレオンの戴冠式」(1805-1807)(6,21 x 9,79m)を思い浮かべる人が多いだろう。1804年12月2日パリ・ノートルダム大聖堂で行われたナポレオン1世の戴冠

式を描いた大作で、ルーブル美術館所蔵作品中、パオロ・ヴェロネーゼ「カナの婚礼」(1563年)(6,77 x 9,94m)に次いで二番目に大きな絵画である。

ナポレオン1世の発注で、ダヴィッド自身ノートルダム大聖堂での戴冠式に参列し、多くのクロッキーとメモを取り、衣装や装飾品、参列者をリアリズムを以て描き、2年の歳月をかけて完成した。ナポレオン1世が失脚し、1816年王政復古でルイ18世が玉座に着くと

ナポレオン支持者だったダヴィッドはブリュッセルに亡命する。すでに確固たる名声を成していたダヴィッドはブリュッセルでも多くの作品を残し、1825年12月29日ブリュッセルで死去し、フランスに戻ることなくブリュッセルに埋葬されている。

ダヴィッドはフランスの近世から近代に至る波乱の時代を生きた画家だった。1748年裕福な商家の父、画家フランソワ・ブーシエの遠縁に当たる母の間に生まれる。芸術はロココから新古典主義へと移り変わる時代である。画家の登竜門「ローマ賞」を受賞し、1775年から5年間ローマに滞在し1780年パリに帰還する。ローマで修行したダヴィッドが好んで描くのはアキレス、ブルータス、ソクラテス、マルスとヴィーナス、パリスとヘレナといったギリシャ・ローマの英雄、神話や伝説の人物である。ローへの忠誠を題材にした「ホラティウス兄弟の誓い」(1785年)、古代ローマの伝説サビニの女たちの掠奪に着想を得た「サビニの女たち」(1799年)を始め多くの傑作を残した。

1789年フランス革命が発生すると、革命を支持し、大作「テニスコートの誓い」を考案する



が作品には至らなかった。1794年テルミドールでロベスピエールが失脚し、2度の逮捕を経て政治に距離を取るが、1799年ナポレオン・ボナパルトとの出会いは決定的で、ダヴィッドなくしてナポレオンは語れない存在になる。



「グラン・サン・ベルナールの峠を越えるボナパルト」(1801年)(260 x 221cm)は、1800年5月アルプス越えのエピソードを描いた作品であるが、ロバに乗って凍えるナポレオンの史実とは異なり、後ろ脚で立ち上がる雄々しい馬に跨り、マレンゴの闘いで勝利する時の軍服を纏い、ギリシャ・ローマの英雄に匹敵せんばかりの勇ましいナポレオンのイメージを作り上げた作品である。野心に燃えて国を頂点に立つために闘うナポレオンとアカデミズムの頂点に成ろうとするダヴィッド、お互いに惹かれ合う関係は明らかである。ダヴィッドのように人や出来事を美化し、劇的に昂めることができる画家は他にいないだろう。

編者注

①「ナポレオン冠戴式」(正式名・皇帝ナポレオン一世と皇妃ジョセフィーヌの冠戴式)の写真はウキペディアから転写、その他は古賀順子さん撮影。

②「ホラティウス兄弟の誓い」愛国心の故の義務感と家族愛の葛藤。女性たちは永遠の別れを嘆き悲しんでいる。